

高齢者施設・障害者施設向け

福祉保健センターへの報告の目安

- 1 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 2 同一の感染症や食中毒、又はそれらによると疑われる者が 10名以上発生した場合 や全利用者の半数以上発生した場合
- 3 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
※これらに該当しない場合でも、ご心配なことがあればご相談ください。

報告方法

★横浜市緑福祉保健センター福祉保健課健康づくり係へメールまたはFAXで報告書をご提出ください。また、送信した旨をお電話（045-930-2358）でお知らせください。

メール：md-kansensho@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-930-2355

